

2015 年 12 月 24 日 前期運営委員会承認
2016 年 1 月 7 日 後期運営委員会承認
2025 年 5 月 22 日 前期運営委員会改定
2025 年 5 月 8 日 後期運営委員会改定

海外渡航を伴う学部授業 安全管理のガイドライン

(ガイダンス等)

1 海外渡航を伴う学部授業(「国際研修」、「後期国際研修」等)を開講するにあたっては、授業担当教員は履修希望学生に対して、授業内容、渡航計画、必要経費のみならず、当該授業に特化した危機管理の説明(外務省海外安全情報、感染症情報、引率体制、移動手段、宿泊先等)を行い、さらに海外旅行保険、学生／家族等関係者を当事者とする誓約書についてガイダンス等にて周知する。

2 当該授業のガイダンス等においては、授業担当教員は、海外渡航危機管理については「東京大学海外渡航危機管理ガイドブック」、及び「東京大学の野外における教育研究活動に関する安全衛生規程」に定められた活動(以下「野外活動」という。)を含む場合は「野外活動(海外)の安全衛生事前チェックリスト」(環境安全本部の「野外活動における安全衛生管理・事故防止指針」参照)の記載事項相当の説明を行わなければならない。

(参加者名簿、日程表等の提出)

3 授業担当教員は授業参加者を確定後、履修者に対して履修科目登録及び海外渡航届の教務課への提出を指示し、原則として渡航出発の2週間前までに「参加者名簿」及び「日程表」を作成の上、「国際研修」「後期国際研修」の場合は国際研修事務局へ、その他の授業の場合は教務課へ提出しなければならない。また、海外渡航中に野外活動を含む場合は、「野外における教育研究活動 安全衛生管理計画書」を環境安全管理室に提出しなければならない。なお、同計画書の「移動」欄については、集合・解散の日時・場所(暫定)まで記載するものとする。

(引率体制、定時報告等)

4 (1)「国際研修」「後期国際研修」の場合は、海外渡航の全日程(日本出発から帰国まで)を教員が引率することとする。ただし、往復の航路については、学部長室の許可が得られた場合、TA 等のみによる引率を認める。

引率者は複数名同行することが望ましい。引率者のうち1名は教員とし、残りの人員については教員もしくはTA等をもって充てる。なお、例外的に引率者1名のみで実施する場合には、安全が確保されていることを国際研修委員会に説明し、承認を得るものとする。教員の引率者を複数名用意できない場合には、渡航期間中、引率者に助言し、引率をいつでも交代できる待機人員(教員)を最低1名用意することを必須とする。

また海外渡航期間中は、安全確認を行うことを目的として、引率者から毎日の定時報告メールを行うこととする。

(2)その他の授業の場合も国際研修に準じる引率・報告の体制を組むものとするが、授業の形態や目的に応じて柔軟に運用する。(1)の体制等を緩和した条件で実施する場合には、安全が確保されていることを学部長室に説明し、承認を得るものとする。